

## 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（第11版）

- ・本ガイドラインは、2023年5月8日をもって廃止とします。なお、廃止後でも、感染が大きく拡大する場面等では、本ガイドライン記載内容を必要に応じて抜粋し、改めて周知する場合があります。

### 【改正のポイント】 赤字：改正箇所

- ・2023年3月13日からのマスク着用の考え方（厚生労働省）を反映。
- ・「健康チェックシート」は、チェック内容の要項への記載徹底と万一の際の連絡体制が確保されていることが条件で、主催者の判断で提出省略を可能に。
- ・コート設営数、参加チーム数の目安の制限を解除。
- ・応援の際の「発声」の解除。（ただし、マスク着用の上、距離（目安として2m）を確保できる場合に限る）
- ・「5. チーム関係者（指導者・選手・選手保護者（全て同居家族含む））に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応」「6. 指導者および県協会傘下団体役員の実務」を定着していると判断し削除。
- ・その他、第10版発出以降の状況変化や、JVA「大会運営ガイドライン 新型コロナウイルス感染防止対策 第6版（2023年3月3日改訂）」の内容を反映。

### ※1 当ガイドライン内での用語の意味

- ・「事業」とは、本協会に所属するチームの練習、練習試合、強化練習会、大会、所属団体の理事会等各種会議、指導者講習会、練習会など全ての事業を指す。
- ・強化練習会とは、複数チーム選手が一同に会し、特定の指導者のもと技術指導を行う練習会を指し、練習試合とは、複数チームが一同に会し、試合を通じ競技力向上を狙いとする練習会を指す。

## 1. 活動実施の基本的対応方針

- (1) 3密（密閉、密集、密接）の排除やソーシャルディスタンス（目安として2m以上（最低でも1m））の確保、換気・外部からの空気の流れを常時作ることの徹底、手洗いや手指消毒の徹底
- (2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手の「プレー」を伴う事業実施の際）
  - ①健康状態、②学校や勤務先等の状況、③連絡先、④同居保護者の同意
  - ・指導者（チーム代表者）は、選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより、選手所属学校の状況およびスタッフの勤務先等の状況も確認できるようにする。
  - ・選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動参加しないよう徹底する。

## 2. 事業実施判断基準

### (1) 富山県の定める「感染対策レベル指標」が「レベル0」～「レベル3」の場合

- ①事業に参加する選手が学校に通学している児童生徒・学生の場合、県および市町村、および教育委員会・スポーツ少年団等「所管箇所」からの指示・要請が「活動休止」「自粛」を求めているいない。
- ②参加選手の在籍する学校・企業が部活動・スポーツ活動の中止や、校内および校外でのスポーツ活動（「社会体育」含む）の中止を要請していない。
- ③学校開放事業の主管団体が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に学校開放事業を中止していない。

なお、事業が実施できる場合でも、「レベル3」期間中は以下の点を徹底する。

- ・大会を実施する場合、原則「無観客」とし、会場入場者数を限定する。また、試合設定時間に余裕をもたせる等、フロアでのプレー人数を限定する。

## (2)感染対策レベル指標が「レベル4」の場合

- ・期間中の大会や強化練習会、練習試合全て延期または中止とする。ただし、全国大会が実施される場合（中止発表されていない場合）で、(1)①②を満たす場合はこの限りではない。大会実施の場合は、「レベル3」期間中の場合同様の扱いとするが、選手間の接点をできるだけ減少させるよう、会場の分散や、試合設定時間にさらに余裕をもたせる工夫を行う。

(お願い)

- ・各連盟においては、「県協会競技日程」に掲載の大会について、上記(1)～(3)を踏まえ検討し、実施の可否（延期含む）を決定次第速やかに県協会事務局まで連絡してください。

## 3. マスク着用判断について（2023年3月13日以降適用）

- ・重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の主体的な判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。ただし、感染が大きく拡大している場合には、大会の主催者の判断により、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、感染対策を求めることは許容される。なお、審判員がその任務に当たる場合には、マスクの着用またはホイッスルカバーを着用することとする。

○厚生労働省 HP「マスクの着用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

## 4. 事業実施時の対応

(1)選手（指導者）の活動での対応（プレー面での対応） ※アルコール消毒液の準備は必須。

- ①参加を強制しない。特に、小学生から高校生の場合は、保護者の承諾を必ず得る。  
県外遠征等宿泊を伴う事業については、県および市町村、および各教育委員会の指示・要請に従う。
- ②検温・体調確認を行い、少しでも症状が見られる場合は、参加させない。
- ③部室（ロッカールーム）の換気も十分に行い、「ソーシャルディスタンス」を確保する。
- ④活動前後の「手洗い」や手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける。
- ⑤体育館の換気・外部からの空気の流れを常時作ることを徹底する。（冬場においても）
- ⑥リベロジャケットの使い回しやタオルの共有は行わない。
- ⑦給水のためのスクイズボトルや水筒は必ず個人で準備して使用する。また、給水が顔を顔や口付近に持っていく機会となるため、給水前の手指の消毒を徹底する。

(2)大会等（強化練習会・講習会等含む）の対応

- ①参加者に求める感染拡大防止対策として、以下を要項に明記して下さい、（これまでの「要項に記載すべき事項」は廃止します）
  - 体調がよくない場合（例：咳・咽頭痛・味覚異常などの症状がある場合）は、自主的に参加を見合わせる事
  - 当日朝、検温を必ず行い、平熱を超える発熱(概ね 37.5℃以上)があった場合、参加を見合わせる事
  - 過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせる事
  - こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと  
・入館・退館時 ・食事の前後 ・トイレの後
  - 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
  - 換気の徹底や人と人との距離を保つこと
  - 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと
  - 大会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること（必ず主催者連絡先も記載する）

※当日参加者から提出を求める「参加にあたってのチェックシート」は、①に定める感染防止対策が要項に明記されていること、万一の際に参加チーム代表者に速やかに連絡ができることを条件に、主催者の判断で提出を省略することを可とする。

### 【会場のゾーニング】（コート設営数の目安・参加チーム数の制限は解除）

・チーム（選手）と競技役員または観客との動線を区別し、更に会場のゾーニングと動線について次のとおり設計する。各エリアのゾーニングおよびゾーン毎の動線を設定しながら、人と人との接触を制限すること。

ゾーン1：競技関連

・コート、ベンチ、ウォームアップエリアを含む競技エリア、選手入場口、選手および審判員の控室

ゾーン2：大会運営スタッフ（補助役員）

・運営スタッフ控室

ゾーン3：観客・保護者・応援団等

・客席・保護者・応援団

②受付には消毒液を設置する。

③練習試合実施の際は、1) 予め指導者間の連絡体制を整える 2) 選手の体調を必ず確認する 3) 会場への入場者を管理する 以上3つを条件に、チェックリストの提出までは求めなくてよい。

④選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施する。

⑤更衣室（選手控室）等は、利用時間を設定する等の工夫を行う。

⑥代表者会議は、短時間で実施することや、換気の徹底を行う。

⑦外部からの空気の流れを常時作った上で、1セット（または1試合）終了のたびに換気する等、会場の換気を徹底する。（会場に空調がある場合で、換気機能がある空調設備のある場合でも、サブアリーナ等狭い体育館では、大型送風機等により空気の流れを常時作ること）（冬場においても）

⑧食事の際が最もリスクが高く、「3密排除」「ソーシャルディスタンス確保」「会話しない」ことを徹底する必要があるため、予め食事場所を設定する等配慮を行い、特に小～高校生の場合、食事の際の「指導」をしっかり行う。

⑨**応援については、マスク着用・ソーシャルディスタンス確保を徹底した上で、発声の制限を解除する。鳴り物はボールデッドの際のみ利用できるものとする。**

⑩ベンチ、アップゾーンにおいてもソーシャルディスタンスの確保（例：ベンチでは1分空けて座る・間隔を空けて配席する、控え選手は1m間隔で横1列に並ぶ等）を最優先とする。（コートチェンジの際のベンチ消毒までは求めない）

⑪タイムアウト時等の給水時、手指消毒を徹底する。

⑫試合開始時の選手間の握手や審判員との握手は行わない。

⑬審判からの飛沫防止および審判の感染防止のため、ホイッスルは可能な限り電子ホイッスルを利用する。（**マスク着用でのホイッスル利用や、**ホイッスルカバーを準備できる場合はこの限りではない）

⑭大会主催者は、参加者の安全を確保するため、定めたルールを遵守できず、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、当該参加者には大会等への参加取り消しや、途中退場を求めることができる。

⑮セレモニーは、主催者が最低限必要だと判断するものだけにとどめ、開催する場合は目安として2m以上の「ソーシャルディスタンス」の確保を図る。

⑯大会前後の懇親会を実施する場合は必要最小限の人数に絞って実施する。富山県が懇親会人数指定を要請している場合はそれに従うこと。

~~5. チーム関係者（指導者・選手・選手保護者（全て同居家族含む））に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応（今回削除）~~

- ・定着していると判断し、今回削除するが、判断に迷った際は、富山県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」のページを閲覧し適切な判断を行うこと。

<https://www.pref.toyama.jp/1021/kurashi/kenkou/iryuu/virus/index.html>

## 6. 指導者および県協会傘下団体役員の責務

- ・定着していると判断し、今回削除するが、責務はこれまでと変わらないことに留意する。

以 上

(改正履歴)

- ・ 2020年5月20日 第1版制定
- ・ 2020年5月30日 日本バレーボール協会のガイドラインに基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を追加したことに加え、加盟団体理事長を対象とし実施した説明会での意見等を反映し第2版に改定
- ・ 2020年8月4日 主に日本バレーボール協会のガイドラインの修正に基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を修正し第3版に改定
- ・ 2021年5月24日 主にステージ3になった場合の事業実施判断基準、濃厚接触者・感染者が発生した場合の対応を一部変更し第4版に改定
- ・ 2021年6月8日 4.(1)に他の記載内容と平仄が合わない記載があったため削除
- ・ 2021年6月24日 最新の知見を反映し感染防止対策を強化して第5版に改定
- ・ 2022年3月18日 第6波ステージ2期間中の事業実施の留意点等を主とし改定
- ・ 2022年4月5日 県の定めるロードマップが4月1日にステージ1になったことを踏まえ、活動時にマスク着用する場合の判断と関係者に濃厚接触者および感染者が発生した場合の対応について主に改正(第7版)
- ・ 2022年6月22日 選手の命にかかわる熱中症リスクを排除するため「3.マスク着用判断について」に従い、マスクを着用しない活動・大会運営についてこれまで以上に厳格に判断すること(6月10日文科科学省発出文書を参考)および過剰と判断できる対策を解除することを主に改正(第8版)
- ・ 2022年11月28日 「手指消毒の徹底」が図られている前提で、感染防止対策を「飛沫感染」「エアロゾル感染」への対応に集中し、「換気」に「外部からの空気の流れを常時作ること」を加え徹底を図るとともに、富山県がこれまでの県独自の「ロードマップ」を、「感染対策レベル指標」に改正したことへの反映、県協会への「感染者報告」の取りやめ等、第9版発出以降の状況変化に対応し改正。
- ・ 2023年3月10日 2023年3月13日からの厚生労働省のマスク着用の考え方、JVA「大会運営ガイドライン 新型コロナウイルス感染防止対策 第6版(2023年3月3日改訂)」等の内容を反映し改正。2023年5月8日の5類移行をもって廃止することも合わせて明記。